

No. 13

公 示 送 達 書

令和8年9月16日

次の書類を、当総務部債権管理課で保管していますので、来庁のうえ受領してください。

三木市長 仲 田 一 彦



送達を受けるべき者	氏 名 (名 称)	寺田 裕介
送達する書類	地方税法の規定によりその例によることとされている国税徴収法第131条に規定する書類	
(注意事項) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。		